

いよぎんカード 年会費のご案内

(税込)

	本人会員	家族会員
ゴールド	11,000円	1名さまは無料 2名さま以上の場合 2人目より1名さまにつき 1,100円
一般	1,375円	1名さまにつき440円
ニュース	1,650円	1名さまにつき605円

2025 年 12 月 9 日改定

いよぎんカード会員特約

第 1 条(カードの名称)

本カードは、株式会社伊予銀行(以下「当行」と称します。)と株式会社いよぎんディーシーカード(以下「当社」と称します。)の二社が提携し、当社が発行し、当行の預金口座をカード利用代金支払口座とするクレジットカード(以下「本カード」と称します。)で、カードの名称は「いよぎんカード」とします。

第 2 条(入会方法)

1. 本カードでは、カード利用代金支払口座に指定できるのは、当行所定の預金口座に限らせていただきます。
2. 申込者は、本特約ならびに当社が定める会員規約を承認の上、当社に入会を申込むものとします。
3. 本カードの会員(以下「会員」と称します。)は、当社が本人会員または家族会員として入会を認めた者とします。
4. 本カードの所有権は、当社にあり、当社は会員に対し、本カードを貸与します。

第 3 条(会員向けサービス・情報の提供)

1. 当行は、口座振替の方法によって、支払指定口座から、本カードの利用代金の引き落としを行ないます。また当行の金融商品のご案内などを行ないます。
2. 当社は、会員規約所定の業務を行なうほか、会員に対し、所定の方法でサービスの提供を行ないます。

第 4 条(会員個人情報の利用の同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」と称します。)の特約として定めるものであり、会員は、当行が当行の会員向けサービス、販売活動および営業案内のために下記の会員個人情報を利用することに同意します。
イ. 入会申込書および入会後の届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項

ロ. 本カード入会の事実および本カード会員資格喪失の事実(理由を除く。)

ハ. 本カード会員番号と有効期限

ニ. 本カード利用について知り得た情報(信用情報を除く。)

2. 当社および当行は、前項の利用については個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

第5条(会員資格の喪失についての特則)

1. 本カードについて、支払指定口座を当行以外の金融機関の口座に変更する場合は、本カード取引は、解約になります。
2. 会員が当行よりサービスの提供を受けるにあたり、不正な行為を行なうなど、当行が会員として不適格と認めた場合は、当行は本カード取引を解約することができるものとします。
3. 前1、2項で、二社のいずれかから返還請求があった場合は、会員は速やかに本カードを返却するものとします。
4. 前1、2項の場合、会員が当社の発行する他のクレジットカードの保有を希望し、当社が適当と認めた場合は、当社は新しいカードを発行します。なお、当社から新しいカードが交付される場合、その発行までクレジットカードを利用することはできません。

第6条(適用)

本特約に定めない事項については、当社の会員規約または同意条項が適用されるものとします。

以上